えひめ森林公園木製遊具等整備工事 企画提案募集実施要領

この要領は、「えひめ森林公園木製遊具等整備工事」を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定める。

1. 工事の目的

えひめ森林公園は、県民が自然との触れ合いを通じて森林の持つ多面的機能と林業に対する理解を深めるとともに、その保健及び休養に資する都市近郊型森林レクリエーションの場として、県民に広く利用されている。

今回、えひめ森林公園において、新たな木製遊具等を設置し、利用者の SNS 等による情報発信を促すなど、更なる誘客促進と認知度向上を図る。

2. 工事の概要

(1) 工事名

えひめ森林公園木製遊具等整備工事

(2) 実施箇所

えひめ森林公園 (伊予市上三谷)

- (3) 工事概要
 - ア 実施設計 (デザイン含む) 一式 ※設計内容については、県の承諾を得るものとする。
 - イ 木製遊具等設置工事(製造・土工・基礎含む)一式
 - ・ブランコ
 - ・フォトフレーム
 - ・ベンチ
 - ばね游具
 - ウ 安全施設設置工事(安全マット、安全柵、注意看板等)一式 ※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案であれば、積 極的な追加提案を求める。
- (4) 契約上限金額

15,000 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 工期

契約締結日から令和5年3月24日(金)

3. 参加要件

企画提案に参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、以下の資格 要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県内に事業所(本社、支社、営業所等)を有している者であること。
- (2) 愛媛県の令和2~4年度競争入札参加資格登録者名簿に登録されている 者であること、若しくは契約締結までに登録を得る見込みのものである こと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札参加者の資格)のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5)銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 条)に基づく更生手続開始の申立て、 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生開始の申立て、破産 法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て及び会社法 (平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされてい ない者であること。
- (7) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定に該当しないもの。
- (9)過去5年の間に、国または地方公共団体が発注する類似及び関連事業の受託実績があること。

4. 現地見学会

参加を希望する場合には、下記のとおり申し込みを行うこと。

- (1) 開催日時 令和4年9月13日(火)13時~
- (2) 開催場所 えひめ森林公園 (伊予市上三谷)
- (3) 申込期限 令和4年9月9日(金)17時(期限厳守)
- (4) 申込方法 申込先へ電話で連絡すること。その際には、会社名、担当者、連絡先(当日連絡可能な番号)を担当者へ伝えること。
- (5) 申込先 愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課 保護緑化係 TEL: 089-912-2597
- (6) 留意事項 当日はえひめ森林公園管理棟前に集合すること。

5. 参加表明書等に関する質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和4年9月15日(木)17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法
 - ・別添の質問書(様式第1号)により、電子メールで提出すること。 その際の件名は「えひめ森林公園木製遊具等整備工事の企画提案募集 に係る質問」とすること。
 - ・受付期間以外の質問のほか電話や口頭によるものは一切受け付けない。
- (3) 提出先 愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課 保護緑化係 E-mail: shinrin@pref.ehime.lg.jp
- (4) 回答期限 令和4年9月20日(火)
- (5) 回答方法
 - ・質問に対する回答は、質問応答集を作成し、参加表明書を提出したすべての者に電子メールで送信する。

ただし、質問又は回答が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6. 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要となる書類
 - ア 参加表明書(様式第2号) 正本1部
 - イ 会社概要(任意様式) 正本1部
 - ※様式任意、既存のパンフレット等も可。
 - ※別途電子データも可とする。
 - ウ 受注実績調書(様式第4号) 正本1部 ※契約(請書)及び完了を証する書類の写しを別途添付すること。
 - 工 誓約書(様式第5号) 正本1部
- (2) 参加表明書の提出
 - ア 提出期限 令和4年9月26日(月)17時00分まで(必着)
 - イ 提出場所 愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課 保護緑化係
 - ウ 提出方法 持参又は郵送
- (3) 留意事項

参加を取り下げる場合は、令和4年10月21日(金)までに参加辞退届 (様式第3号)正本1部を提出すること。

7. 企画提案に関する質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和4年9月29日(木)17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法
 - ・別添の質問書(様式第1号)により、電子メールで提出すること。 その際の件名は「えひめ森林公園木製遊具等整備工事の企画提案募集 に係る質問」とすること。
 - ・受付期間以外の質問のほか電話や口頭によるものは一切受け付けない。
- (3) 提出先 愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課 保護緑化係 E-mail: shinrin@pref.ehime.lg.jp
- (4) 回答期限 令和4年10月5日(水)
- (5) 回答方法
 - ・質問に対する回答は、質問応答集を作成し、参加表明書を提出したすべての者に電子メールで送信する。

ただし、質問又は回答が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8. 企画提案書等の作成要領

- (1) 企画提案に必要な書類及び提出部数
 - ア 企画提案書(様式第6号) 原本1部
 - イ 工程表(任意様式)及び参考見積書(任意様式)1部
 - ウ パース等のイメージ図(A3版適宜)8部
 - ※ア~ウに関しては、別途電子データも提出すること。
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 提出期限 令和4年10月21日(金)17時00分まで(必着)
 - イ 提出場所 愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課 保護緑化係 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2 TEL: 089-912-2597 FAX: 089-912-2597
 - ウ 提出方法 持参又は郵送
- (3) 企画提案の内容
 - ア 別添「えひめ森林公園木製遊具等整備工事に関する要求水準書」のとおりとする。
 - イ 企画提案にあたって下請負を予定している場合は、再委託先の業者名 及び内容を明記すること。
- (4) 公正な企画提案審査の確保
 - ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

年法律第54号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容 について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成し なければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意 図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は最優秀企画提案者の選定及び企 画提案書の評価及び審査以外には、参加者に無断で二次的な使用は行 わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。 ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要 に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許等の日本国の法令に基づいて保護される 第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、 参加者が負う。

9. スケジュール

内容	日付
実施の公告	令和4年 9月 5日 (月)
現地説明会の実施	令和4年 9月13日 (火)
参加表明書等に関する質問書の受付期限	令和4年 9月15日 (木)
参加表明書等に関する質問書の回答期限	令和4年 9月20日 (火)
参加表明書等の提出	令和4年 9月26日 (月)
企画提案に関する質問書の受付期限	令和4年 9月29日 (木)
企画提案に関する質問書の回答期限	令和4年10月 5日(水)
企画提案書の提出期限 ※参加辞退届の提出期限	令和4年10月21日(金)
書面審査の実施	令和4年10月下旬予定
審査結果の通知	令和4年10月下旬予定
審査結果の公表、契約締結	令和4年10月下旬予定

※必要な場合のみ提出のこと。

10. 審査方法

(1) 選定方法等

審査委員会を設置し、企画提案書の内容について審査・評価を行い、最優秀企画提案者を1者選定する。<u>企画提案書の審査は、書面審査による</u>こととし、プレゼンテーションは実施しない。

(2)審査結果

- ・審査対象となったすべての参加者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・最優秀企画提案者及び参加者数は、愛媛県ホームページに掲載する。なお、審査結果についての異議申し立ては認めないこととする。

11. 審査基準及び配点

選定に係る審査項目等は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
テーマ	当企画提案の目的に合致した提案となっているか。	15
配置及び機能	子供から高齢者まで幅広い世代の利用者が安心し	10
	て遊べるように安全に配慮されており、利用者の予	
	期しない利用方法に対する安全措置(衝突、接触、	
	落下、挟みこみ、転倒における対策)が十分に行わ	
	れているか。	
	既存木製遊具等や公園の雰囲気に対しての一体性	5
	及び協調性が講じられているか。	
施工計画	工期内に完了することが分かる詳細な施工計画で	10
	あるか。	
デザイン	えひめ森林公園の集客に大いに貢献し、今回提案し	10
	た木製遊具等の活用方法が明確に示されているか。	
	提案に独自性、独創性があり、近隣公園等との差別	10
	化を図る工夫があるか。	
維持管理	耐久性に優れ、補修や部材交換など維持管理が容易	5
	にできるか。	
	劣化の低減に配慮し、耐用年数が長くなるような耐	5
	久性のある材料を使用しているなど維持管理費を	
	抑えられる提案となっているか。	
実現性及び積極性	提案内容を実現できる技術力を有しているか。(下	10
	請負先を含む)	
	独自の積極的な追加提案が行われているか。	10

妥当性	提案内容に照らし合わせて、妥当性のある見積もり	10
	となっているか。	
合計		100

12. 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

13. 契約の締結

(1) 契約の締結

契約については、選定された提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と提案内容に沿って協議及び調整を行い、県と最優秀企画提案者の双方が合意に至った場合に、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容を一部変更する場合がある。

最優秀企画提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものを最優秀企画提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)の規定に準じることとする。

14. 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その参加者を失格とする。

- ア 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき
- イ 民法 (明治 29 年法律第 89 条) 第 90 条 (公序良俗の違反)、第 93 条 (心 裡留保)、第 94 条 (虚偽表示) 又は第 95 条 (錯誤) に該当する事案を行った場合
- ウ 審査等に関する不当な要求を申し入れた場合
- エ 本実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- オ 参加者が審査会に出席しなかったとき
- カ 同一参加者が2つ以上の提案書を提出した場合
- キ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ク 参考見積もりの金額が契約上限金額を超過したとき
- ケ その他不正な行為があった場合

15. その他留意事項

- (1)提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は県に帰属する。
- (4) 県は、本企画提案募集に関する公表、展示及びそのほか県が必要と認めるときは、参加者の承諾を得ずに企画提案書を無償で使用できるものとする。
- (5)書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、参加者の負担とする。
- (6) 現場視察は、えひめ森林公園の開園時間内に自由に行うことができる。 その際に、鍵の貸出を希望する場合は、管理事務所に直接申し出ること。なお、現場視察は、企画提案書の提出期限(令和4年10月21日 (金))までとする。
- (7)提出された企画提案書が次項に該当するときは、無効となる場合がある。 ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提出方法等が、本要領の規定に適合しないもの

(8) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に 定める。

16. 担当部署(提出先及び問い合わせ先)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2

愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課 保護緑化係(担当 隅田、真鍋)

TEL : 089-912-2597 FAX : 089-912-2597

E-mail: shinrin@pref.ehime.lg.jp